

14. 宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金

担当課：環境交通課 環境交通係

■目的及び概要

家庭用の給水施設、排水施設等の適正を保持するため家庭用給排水施設等を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

給水施設 … 専用水道(給水人口が100人以上の自家用の水道)及び飲料水供給施設(50人以上100人以下を給水人口として人の飲用に供する施設)ならびに小規模飲料供給施設(5戸以上の共有施設で人の飲用に供する施設)をいう。

排水施設 … 家庭排水を放流している5戸以上の共同施設(下水道整備地域又は道路側溝排水家庭を除く。)をいう。

■対象者

飲料水供給施設又は排水施設等の管理を行う者

■対象事業

水道給水区域外又は下水道整備地域外で次に掲げる要件をすべて満たす事業

- (1) 飲料水供給施設、排水施設等の整備事業で事業費総額が100,000円以上であること。
- (2) 給水、排水施設の管理について将来にわたり適切な管理が見込まれること。
- (3) 当該年度中に完了する事業であること。

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/2以内
- (2) 限度額：50万円以内

■申請時期

随时受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金交付要綱

15. 宇土市浄化槽設置事業補助金

担当課：環境交通課 環境交通係



■目的及び概要

生活排水による公共用海域の水質汚濁を防止するため設置する浄化槽（浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

下水道認可区域外（下水道認可区域内のうち下水道への接続が困難と認める地域を含む。）に住宅又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（延べ床面積の割合が 2 分の 1 以上を生活の用に供する住宅で共同住宅、下宿及び寄宿舎は除く。）を所有し、若しくは借り受け、又は建設する者で、当該住宅に汚水処理未普及解消につながる浄化槽を設置しようとする者

■対象事業等

既存又は新築住宅への浄化槽の設置

《浄化槽の規格》

延べ床面積が 130m²以下の住宅にあっては 5 人槽、延べ床面積が 130m²を超える住宅にあっては 7 人槽、延べ床面積が 130m²を超え、かつ台所及び浴室が 2 箇所以上の住宅にあっては 10 人槽とする。

■財政支援措置

(1) 補助額：浄化槽の設置に要する費用

(2) 限度額： 5 人槽 332,000 円

7 人槽 414,000 円

10 人槽 548,000 円

※ 住吉中学校校区及び網田中学校校区に住居を新築し、合併浄化槽を設置した場合は、設置に要する費用に加えて 50 万円を限度として補助します。

※ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所から浄化槽に転換する場合、単独処理浄化槽又は汲み取り便所の処分費に対する補助金が次の額を限度として加算されます。（条件あり）

転換前の施設	転換後の浄化槽	限度額
単独処理浄化槽 及びくみ取便所	5 人槽	166,000 円
	7 人槽	207,000 円
	10 人槽	274,000 円

※ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所から浄化槽に転換する場合、既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用を 12 万円を限度、既存くみ取便所の撤去に要する費用を 9 万円を限度として補助します。また、宅内配管工事に要する費用について、300,000 円を限度として補助します。

■申請時期

随時受付（ただし 3 月 15 日までに実績報告ができること）

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市浄化槽設置事業補助金交付要綱

16. 宇土市ごみ集積場設置整備事業補助金

担当課：環境交通課 環境交通係

■目的及び概要

環境の美化及び清掃業務の円滑化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業

- (1) ごみ収集容器（ごみの収集にのみ使用するもので、相当程度の耐久性があるものに限る。）の設置及びそのための地盤整備
- (2) 資源ごみ分別収集のための用具を保管する設備設置及びそのための地盤整備
- (3) 資源ごみ分別収集を雨天時も行うための集積場でのひさし程度の設備設置

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/2
- (2) 限度額：5万

■申請時期

隨時受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市ごみ集積場設置整備事業補助金交付要綱

17. 宇土市雨水浸透ます設置補助金

担当課：環境交通課 環境交通係



■目的及び概要

雨水の流出を抑制し都市型水害の軽減を図り、併せて地下水涵養に寄与し、生活環境を保全するため、市内の住宅等に雨水浸透ますを設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

- ・雨水浸透ます…雨水を受けるバケツのようなますで、雨水を地中に浸透させるものです。

■対象者

自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅に、雨水浸透ますを設置する者(店舗との併用住宅を含む)で、次に掲げる要件を満たす者です。ただし、法人または営利を目的としての個人の設置は除きます。

- (1) 市内に住所を有する方または新築住宅を建築し居住予定の者
- (2) 本人及び世帯員に市税等の滞納がない者

■対象事業

次に掲げる要件のすべてを満たす雨水浸透ますの設置

- (1) 敷地内の浸透条件を考慮し、排水量の多い雨どいから接続できる位置に設置すること。
- (2) 雨水浸透ます標準構造図に適合するものまたはそれ以上の容量を有するものであること。
- (3) 雨水以外のものを流入させないこと。

■財政支援措置

雨水浸透ます1基当たり 15,000円（上限4基）

■申請時期

随时受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市雨水浸透ます設置補助金交付要綱

18. 宇土市雨水タンク設置補助金

担当課：環境交通課 環境交通係



■目的及び概要

地下水の保全及び水資源の有効利用を促進するため、雨水タンクを設置して雨水の有効利用を図る者に對して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

雨水タンク…建物や倉庫などの屋根に降った雨を雨どいから集め、その水をためるもの。ためた水を植栽への散水に利用するなど、節水の効果があり、夏の打ち水や災害時の非常用の生活用水としても利用できます。

■対象者

自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅に、雨水タンクを設置する者（店舗との併用住宅を含む。）で、次に掲げる要件を満たす者です。ただし、法人または営利を目的としての個人の設置は除きます。

- (1) 市内に住所を有する方または新築住宅を建築し居住予定の者
- (2) 本人及び世帯員に市税等の滞納がない者

■対象事業

次の条件を満たす雨水タンクの設置

- (1) 製品として販売されており、一般に購入可能なものであること。
- (2) 有効貯水量が50リットル以上であること。
- (3) 建物の雨どい等に接続し、架台等に設置されていること。

※ 補助の対象となる雨水タンクの基数は、同一の住宅につき1基とします。

■財政支援措置

- (1) 雨水タンクの容量が200リットル以上の場合

1基につき上限35,000円（設置費含む。）

- (2) 雨水タンク容量が200リットル未満

1基につき見積額の2分の1、上限24,000円（設置費含む。）

※ ただし1,000円未満の端数が生じた場合1,000円未満は切り捨てとします。

■申請時期

随时受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市雨水タンク設置補助金交付要綱

19. ボランティア清掃活動に伴うごみ袋等の支給及びゴミ等の収集

担当課：環境交通課 環境交通係

■目的及び概要

団体等が行う清掃活動において、その支援を行い、市民の主体的な取り組みによって良好な生活環境の確保を目的とする。

■対象者

市内でボランティア清掃活動を行う団体等

■対象事業

公共の場所において行われる清掃活動

■支援内容

ボランティアごみ袋、シールの支給。また、清掃活動終了後のごみの収集。

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

ボランティア清掃活動に伴うごみ袋等の支給及びゴミ等の収集に関する運用規程

20. チャイルドシート貸出事業

担当課：環境交通課 環境交通係

■目的及び概要

交通事故から子どもの生命を守るためにチャイルドシート（ベビーシート及びジュニアシートを含む。）の貸出しを行うもの。

■対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす者

- (1) 市内に住所を有する者で、6歳未満児を養育し、又は保護している者
- (2) 6歳未満児を乗車させ、自動車を運転する必要がある者
- (3) 現に自動車を運転することができる免許を有し、チャイルドシートを装着できる自動車を使用する者

※ ただし、対象となる児童を自動車に乗車させ運転することを、その全部又は一部の業とする者を除く。

■費用負担及び貸出期間

費用負担：チャイルドシートの借受料は、無料とする。

貸出期間：貸出期間は、3ヶ月以内とする。ただし、在庫のチャイルドシートがある場合に限り、貸出期間は2回（初回貸出日から最長9月）を限度に延長することができる。貸出し台数は、1世帯につき1台とする。（ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。）

■申請時期

随時受付（ただし、在庫に限り有）

■根拠法令等

宇土市チャイルドシート貸出し実施要綱

21. 宇土市防犯カメラ設置支援補助金

担当課：環境交通課 環境交通係

■目的及び概要

犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置を行う自治組織等に対し、対象経費の助成を行うもの。

■対象者

自治組織又は地区振興会

■対象事業等

地域において、防犯を抑止することを目的に防犯カメラを整備する事業。

《助成対象経費》

- (1) 防犯カメラ本体、保護カバー、録画機器等の購入に係る経費
- (2) 前号に規定する機器等の取付工事に係る経費
- (3) 防犯カメラ作動中等の表示板の製作に係る経費

■財政支援措置

- (1) 補助率：3/4
- (2) 限度額：15万円

■申請時期

随时受付

■留意事項

- (1) 工事着工前に補助金申請を行い、交付決定を受けてから着工すること。
- (2) 熊本県の防犯カメラに関する運用指針（平成19年制定）に基づいた運用基準を定める必要がある。

■根拠法令等

宇土市防犯カメラ設置支援補助金交付要綱

22. 宇土市生ごみ処理機購入補助金

担当課：環境交通課 環境交通係



■目的及び概要

各家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化の促進を図るため、生ごみ処理機を購入した者に対して補助金を交付するもの

■対象者等（受給資格者など）

自ら居住する市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に処理機を設置する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有し、本人及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- (2) 市内の販売店で処理機（電気式処理機にあっては1年以上の性能保証があるものに限る。）を購入した者

■補助金の額等

補助金の額は、処理機の購入費用に2分の1を乗じて得た額とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 電気式処理機 20,000円
- (2) 設置型処理機 3,000円

1世帯につき処理機1基を限度とする。

■申請時期

随時受付（ただし3月15日までに補助金交付申請書兼実績報告書を提出すること）

■根拠法令等

宇土市生ごみ処理機購入補助金交付要綱